



雇児発第0813003号

平成16年8月13日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について

今般、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第30号。以下「改正法」という。）が第159回国会において全会一致で成立し、平成16年10月1日より施行されることに伴い、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（平成16年8月13日 雇児発第0813002号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を発出したところである。

同通知の第一の10（1）において、改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の2第1項について周知しているが、その具体的な取扱いについて下記のとおり定めたので、御了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 保育所の入所に係る特別の配慮等について

（1）児童福祉法第24条第3項の規定により、保育所に入所する児童を選考する場合においては、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと。

この場合において「特別の支援を要する家庭」とは、

①児童虐待防止の観点から、児童福祉法第25条の2第3号又は第26条第1項第4号の規定により、保育の実施が必要である旨の報告又は通知を受けた児童のある家庭

②市町村域に設置された児童虐待防止ネットワークなどにおいて、児童虐待防

止の観点から保育の実施が特に必要であると考えられる児童のいる家庭をいうこと。

特に、都市部等の待機児童の多い地域にあっては、こうした特別の支援をする家庭の児童の優先的取り扱いが徹底されるよう配慮すること。

なお、こうした特別の支援をする家庭の児童に対する保育の実施については、当該児童の保護者が児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条第6号に規定する「前各号に類する状態にあること」に該当するものとして行うものである。

- (2) 市町村は、特別の支援をする家庭について、(1)の保育所入所に関する優先的取扱に加え、改正児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、児童福祉施設等において行われる特定保育事業やつどいの広場事業などの子育て支援事業の利用についても優先的に取り扱うなどの措置を講じるよう努めること。

2 留意点について

- (1) 都道府県及び市町村は、児童相談所長や福祉事務所長に対し、児童虐待の防止の観点から、保育の実施が必要である児童については、児童福祉法第25条の2第3号又は第26条第1項第4号の規定に基づく市町村の長への報告又は通知を適切に行うよう周知すること。
- (2) 市町村は、児童相談所長又は福祉事務所長から(1)の報告又は通知を受けたときは、児童福祉法第24条第4項の規定に基づき、児童の保護者に対し保育の実施の申込みを勧奨すること。